

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第2号の規定に基づき、令和元年11月8日から3週間の土地家屋調査士業務の停止処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

令和元年 11 月 21 日

松山地方法務局長 大谷 勝好

記

氏名 尾崎 荘一

所属する土地家屋調査士会 愛媛県土地家屋調査士会

登録番号 愛媛第610号

事務所の所在地 愛媛県四国中央市土居町入野
138番地1

違反行為 登記申請意思確認義務違反等